

平成20年第2回太子町議会臨時会（第412回町議会）会議録

平成20年5月8日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて  
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 発議第2号 太子町議会議員政治倫理条例の制定について
- 6 常任委員会委員の選任
- 7 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて  
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 発議第2号 太子町議会議員政治倫理条例の制定について
- 追加日程第1 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 常任委員会委員の選任
- 7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第2 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第3 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第4 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 井 川 芳 昭 | 2 番  | 清 原 良 典 |
| 3 番  | 中 島 貞 次 | 4 番  | 上 山 隆 弘 |
| 5 番  | 服 部 千 秋 | 6 番  | 長谷川 原 司 |
| 7 番  | 井 村 淳 子 | 8 番  | 中 井 政 喜 |
| 9 番  | 嶋 澤 達 也 | 10 番 | 花 畑 奈知子 |
| 11 番 | 熊 谷 直 行 | 12 番 | 上 田 富 夫 |
| 13 番 | 村 田 興 亞 | 14 番 | 桜 井 公 晴 |
| 15 番 | 橋 本 恭 子 | 16 番 | 北 川 嘉 明 |

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 山 本 修 三 | 書 記 | 木 村 和 義 |
| 書 記 | 肥 塚 馨   | 書 記 | 西 田 美智子 |

説明のため出席した者の職氏名

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 町 長   | 首 藤 正 弘 | 副 町 長   | 八 幡 儀 則 |
| 教 育 長 | 圓 尾 哲 一 | 総 務 部 長 | 佐々木 正 人 |

生活福祉部長 丸 尾 満  
教育次長 塚 原 二 良

経済建設部長 富 岡 慎 一  
財政課長 香 田 大 然

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、暦の上では立夏も過ぎ、若葉の輝き  
が美しい好季節となつてまいりました。議員  
各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本  
日ここに平成20年第2回太子町議会臨時会  
（第412回町議会）が開会できますことは、  
町政のためまことに同慶にたえません。

本日招集されました臨時議会に付議されま  
す案件は、専決処分の承認議案等でありま  
す。いずれも町政にとって重要な案件であ  
り、改選も予定されております。何とぞ議員  
各位におかれましては、格別のご精励を賜  
り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得  
られますようお願い申し上げます、まことに  
簡単措辞ではございますが、開会のごあい  
さつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成20年第2回太子町  
議会臨時会（第412回町議会）が開会される  
に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げ  
ます。

青葉を渡る風がすがすがしく感じられるこ  
ろとなりましたが、議員各位におかれまして  
は公私ともご多忙のところをご健勝にて本会  
議にご出席いただきましたこと、厚くお礼を  
申し上げます。

平素は町政各般の伸展にご理解、ご協力を  
賜っていますこと、まことに同慶にたえな  
い次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、条例  
1件の承認案件につきましてご審議をお願い  
申し上げます。

提出させていただきました案件の内容等につ  
きましては後ほど説明させていただきます  
ので、何とぞ慎重なるご審議を賜り、ご承認

いただきますようお願い申し上げます、ま  
ことに簡単ではございますが、臨時町議会の  
開会に当たりましてのごあいさつとさせてい  
ただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は  
16名です。定足数に達していますので、ただ  
いまから平成20年第2回太子町議会臨時会  
（第412回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたと  
おります。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北川嘉明） 日程第1、会議録署名  
議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規  
定によって、11番熊谷直行議員、12番上田富  
夫議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（北川嘉明） 日程第2、会期決定の  
件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は本日1日と決  
定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（北川嘉明） 日程第3、諸般の報告  
を行います。

まず、本日町長から議案1件が提出されま  
した。したがって、議案はその件名一覧表を  
つけてお手許に配っておきましたからご了承

願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成19年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（北川嘉明） 日程第4、承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

ご承知のとおり、ガソリン税等の暫定税率に絡み、衆議院での再可決により地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が平成20年4月30日に公布施行されたことに伴い、地方税法等の一部を改正する法律においては、個人町民税における寄附金税制改革、年金からの特別徴収の実施等の改正がありました。

その中において、個人投資家が投資した特定中小会社、いわゆるベンチャー企業の株式を譲渡した場合に得られる譲渡益を2分の1に圧縮する課税の特例措置が地方税法等の一

部を改正する法律の公布の日前までに取得した分以後は廃止されることから、この特例措置の廃止が不利益処分となるため、不利益の遡及はできないので、法律等の施行日である平成20年4月30日にあわせて太子町税条例の一部を改正し、専決処分したものでございます。

改正の内容は、株式を譲渡した場合に得られる譲渡益を2分の1に圧縮する課税の特例措置を廃止するため、太子町税条例附則第20条第7項及び第8項を削除し、同特例措置の廃止に伴い、引用条項を変更するものでございます。

慎重なるご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 本条例提案の具体的内容は別といたしまして、衆・参両院の数の違い、一般的にはねじれというふうに言われておりますけれども、実際のねじれは政府といわゆる国民の間のねじれだと私は思います。そういうことの中で、国民多数の反対をよそに再議決を行うと、こういうことに対して当局はどういうふうに見ているか、考えているか説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） その国会での今ねじれ現象と言われております状況についてでございますが、こうした衆議院では与党圧倒多数、また逆に参議院ではそうした逆転現象が起きておるという現状の中で、今議員がおっしゃってますように国民とのギャップというようなことも言われておりますが、やはりこの日本国、議会制度を施行しておる関係上、私はこれはもうやむを得ないんじゃないかと。やはり、国会での審議等々がなされる中での問題であり、衆議院では可決、参議院で

は結局審議なされずに結論が得られなかったという中で60日経過後も衆議院に戻し、再可決されたというところでございます。

いろいろととらえ方もあると思いますが、日本国憲法の中ではこれはいたし方ないと申しますか、今の現状、やむを得ない状況であろうと、このように考えております。我々はそうした中で肅々とこうした条例等につきましても整備をしていかざるを得ないと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただ、こういうことによって多くの国民は迷惑を受ける。さらには、自治体においてもこういうふうなことになる。それは、今回の場合でも山口における補欠選挙についても何が民意かということが問われたわけであります。そういう点からいきましても、この地方財政にも影響は与えるわけでありますが、やはり選挙を通じて審判が下されるということについては、きちっとその民意の受けとめがあればこういうことにはならないわけであります。

憲法上規定されたとおりだというわけでありすけれども、すべての憲法の各条文がしっかりと守られていく、守るということは、公務員は憲法に基づいて憲法を遵守すると、こういうふうになっているわけでありすし、こういう国民の暮らしに係ることが出てくる場合には、地方としても地方の住民の世論を背景に物申すっていうのが大事であろうと、こういうことを私は思うんですけど、そういう点ではいかがですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） これは、いろいろとらまえ方があろうと、このように思います。我々、今やっております中で議会制民主主義ということで、こうした現象が起きることもやむを得ないと、このように思っております。そうした中で、今この承認案件を提出させていただいております。

上部の件につきましては、国会の件につき

ましては我々どうこうということは申し上げることは、これは差し控えなければならないと、このように考えております。

いずれにしても、今総理のもとで、首相のもとで国会が施行されておりますので、そうした中で考え方は我々も上位に従っていかなければいけないと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 素朴な疑問なんですけれども、この条例にかかわらず、専決をします。もし専決をしなかった場合、例えば6月議会に一定の処理をするということをした場合に、ある程度のその間の経過があるわけなんですけれども、それによってもしやらなかった場合、どんな不利益というかペナルティーというんか、そういうものがあるのかないのか。逆に言うと、これの該当者が不利益ということで裁判を起こした場合にどうなるのかということについて説明をいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 国で決められた法律でございますので、町としましては特に国からのペナルティーというものはないだろうと思っております。ただ、やはり不利益の遡及を避けるということがこの専決処分をさせていただいた一番の理由でございますので、もし個人投資家がそういった中で知らなかったというようなことがなりましたら、それはやはり裁判をされる可能性もございます。そうすれば、町としてはこれは敗訴するだろうということは予測されることでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いろんなことで国のほうから、ある種押しつけ言うたらおかしいんですけども、国のほうの法律が変わったからとい

うことで地方に自動的に、言うたらこういう処置をせにゃいかんというのは税のことにでもいろいろほかのことにもあるわけなんですけども、太子町がそれがために不利益をこうむるとかペナルティーがあるとかということはないわけですか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） すべてが同じ、共通でものが考えられませんか、ケース・バイ・ケースによりまして、やはりそういったペナルティーがある部分、不利益が生じる部分というのは考えられることだと思います。ただ、今回上げさせていただいた分につきましては、先ほど申したとおりでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

8 番中井政喜議員。

○中井政喜議員 1 点お尋ねをいたします。

今回の税条例の地方税法改正によりまして、ベンチャー企業の株式を譲渡した場合に、譲渡益を 2 分の 1 に圧縮する課税の特例措置が廃止となるわけですが、この中で今回の税条例改正で本町の税の入ってくるアップの見込み額がもし分かれば教えていただきたいのと、また今現在に、過去に税による本町における税収額が幾らほどあったのかということもあわせてお尋ねをしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） これはアップ見込み額よりも、まずベンチャー企業に投資した部分でのそういった税法上の優遇措置というんですか、そういったものが太子町においては過去にも実例がないということでございます。したがって、その額としましてのものは分かりません。過去においても、今現在までの中でこの対象者というものが皆無であったということでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第 1 号は、会議規則第 39 条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 18 分）

（再開 午前 10 時 52 分）

○議長（北川嘉明） 引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました承認第 1 号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼いたします。

委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、承認第 1 号。付託年月日、平成 20 年 5 月 8 日。件名、専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成 20 年 5 月 8 日（木）午前 10 時 23 分

から午前10時29分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により承認すべきものと決した。

議事録については後日配付いたしますが、主な質疑を簡単にご説明しておきますと、1つ目、課税の確定が分かるのはいつか。これに対しての答弁は、確定申告のときしか分からない。2つ目、創業者が株を売ったときはどうなるのか。これに対する答弁は、創業者のことは本条例の今回のことについては関係ない。そのような質疑及び答弁がございました。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。これから承認第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

~~~~~

日程第5 発議第2号 太子町議会議員政治倫理条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第5、発議第2号太子町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） なお、このうち一部印

刷の誤りがあったので、訂正したい旨届け出がありました。したがって、その正誤表をお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 発議者を代表いたします。ただいま上程をされました太子町議会議員政治倫理条例の制定につきまして趣旨説明を行います。

議案の提出に当たりまして、その理由として、議員は住民、有権者が各議員の政治姿勢や信条、政策などに賛同し、その実現のために選挙で選ばれております。しかるに、各地においては議員が絡む事件等が後を絶たない。太子町議会は、議会が代議制度のもとで住民の負託にこたえ、議事機関としての役割を果たすために議会の基本条例とあわせて倫理条例の制定を目指してきました。

基本条例に先駆け、議員の政治倫理条例の成案、議員は町民全体の奉仕者として、町政に携わる権能と責務を自覚し、地方自治の本旨に従い、その使命の達成に努める。また、町民の信頼に値する倫理性と公共の利益を実現するという自覚を持ち、地位による影響力の不正な行使を抑制するという趣旨で提案をしておるわけではありますが、これらのことで種々協議をして、議会の改革課題の一つとして議会運営委員会を中心とした研究検討委員会の慎重な協議を経まして、過日の全員協議会でも発議し確認をいただき、本日提案の運びになりました。

本条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その負託にこたえるため、担い手たる町議会議員が町民全体の奉仕者として、町民の信頼に値する人格と倫理性を自覚し向上に努めるとともに、自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、町民も町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、公正で開かれた民主的な町政と文化の発展に寄与することを目的とする、これが

第1条であります、第2条では議員の責務、第4条で政治倫理基準、第6条で町民の責務、第8条で調査請求権、第9条で審査会の設置、第12条で議員の協力義務、第14条で審査結果に対する措置を定めるなど、全18条の条例になっております。

条例の具体については省略をさせていただきます。

施行については、公布の日からといたしたいと思っております。

なお、提案に当たりまして、ただいま議長の方で正誤表の添付を紹介されましたけれども、その箇所が数箇所及んでおりますこと、申しわけなく思っております。

今後、施行後におきましても、よりよい条例となるように努めてまいりますので、ご賛同のほどよろしくをお願いいたします。

以上、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、発議第2号は可決されました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時01分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（北川嘉明） 追加日程第1、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、6番長谷川原司議員の退室を求めます。

（長谷川原司議員 退場）

○議長（北川嘉明） 職員に議案の朗読をさせます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の中から就任していただきました中井政喜監査委員より辞表が提出されましたので、その後任を選任するものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町東南301番地2に在住の長谷川原司氏で、生年月日は昭和33年10月19日、満49歳でございます。

す。長谷川氏は、人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので投票によるところですが、既にご相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第6 常任委員会委員の選任

○議長（北川嘉明） 日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本修三） 敬称を略させていただきます。

総務常任委員会委員に北川嘉明、桜井公

晴、上田富夫、花畑奈知子、嶋澤達也、服部千秋、上山隆弘、井川芳昭、以上8名。

福祉文教常任委員会委員に橋本恭子、村田興亞、熊谷直行、井村淳子、中井政喜、中島貞次、井川芳昭、以上7名。

経済建設常任委員会委員に花畑奈知子、嶋澤達也、中井政喜、井村淳子、長谷川原司、上山隆弘、清原良典、以上7名。

○議長（北川嘉明） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていきますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時07分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

総務常任委員会委員長に服部千秋議員、副委員長に井川芳昭議員、福祉文教常任委員会委員長に中島貞次議員、副委員長に中井政喜議員、経済建設常任委員会委員長に清原良典議員、副委員長に井村淳子議員、以上6名が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

~~~~~

#### 日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（北川嘉明） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手許に配りました名簿のとおり選任することに決定

しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本修三） 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に橋本恭子、桜井公晴、村田興亞、上田富夫、熊谷直行、花畑奈知子、中島貞次、以上7名。

○議長（北川嘉明） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時09分）

（再開 午前11時09分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

委員長に桜井公晴議員、副委員長に花畑奈知子議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

この際、ご報告申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員熊谷直行議員、井村淳子議員の辞任に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に2名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 揖龍保健衛生施設事務組

## 合議会議員の選挙

○議長（北川嘉明） 追加日程第2、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に花畑奈知子議員、井川芳昭議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました花畑奈知子議員、井川芳昭議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました花畑奈知子議員、井川芳昭議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました花畑奈知子議員、井川芳昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 お受けします。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 お引き受けいたします。

○議長（北川嘉明） この際、ご報告申し上げ

げます。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員長谷川原司議員の辞任に伴い、揖龍地区農業共済事務組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍地区農業共済事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

○議長(北川嘉明) 追加日程第3、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員に中井政喜議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中井政喜議員

を揖龍地区農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中井政喜議員が揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました中井政喜議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 お引き受けいたします。

○議長(北川嘉明) ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時15分)

(再開 午前11時15分)

○議長(北川嘉明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第4 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(北川嘉明) 追加日程第4、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より、会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、太子町広報編集委員長から、太子町議会広報の発行に関する条例に

よって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第2回太子町議会臨時会（第412回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時16分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の格別の精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件のすべてを滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対しまして、衷心より敬意と謝意をあらわす次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となつてまいります。議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成20年第2回太子町議会臨時会（第412回町議会）を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、承認案件1件につきまして慎重なご審議を賜り、適切にご承認いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいり所存であります。

また、新しく選任されました監査委員、各常任委員会委員等々の皆様方、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

これから日一日と暑さが増すところとなりますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。臨時町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 北 川 嘉 明

署名 議員 熊 谷 直 行

署名 議員 上 田 富 夫